別添五十八2・6・ 2・7・及び3・9・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添3・10・ただし書を削り、同別添5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添五十八別紙11・2・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「している場合」の下に「にあっては」を加え、「と適用される電圧での」を「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における」に改める。

別添五十九2・6・ 2・7・及び3・6・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添3・7・ただし書を削り、同別添5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添五十九別紙11・2・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「している場合」の下に「にあっては」を加え、「と適用される電圧での」を「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における」に改める。

別添六十1・2・6・ 2・7・及び3・7・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添6・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添六十1別紙11・2・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「基準光束値」の下に「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）」を加える。

別添六十四2・6・ 2・7・及び3・9・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添六十四別紙11・2・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に、「電圧での平均光束値」を「供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）での平均光束値（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）」に改める。

別添六十五2・6・ 2・7・及び3・5・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添六十五別紙4・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「測定した光束値」の下に「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）」を加える。

別添六十六2・6・ 2・7・及び3・6・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添六十六別紙13・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「基準光束値」の下に「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）」を加える。

別添六十七2・6・ 2・7・及び3・7・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添3・8・ただし書を削り、同別添5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添六十七別紙11・2・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に、「と適用される電圧での」を「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における」に改める。

別添七十2・6・ 2・7・及び3・7・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添3・8・3・ただし書を削り、同別添5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添七十別紙11・2・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「基準光束値」の下に「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）」を加える。

別添七十1・2・6・ 2・7・及び3・7・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添3・8・ただし書を削り、同別添5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添七十1別紙11・2・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「基準光束値」の下に「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）」を加える。

別添七十11・2・6・ 2・7・及び3・7・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を加え、同別添5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添七十11・3・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「基準光束値」の下に「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）」を加える。

別添七十11・2・6・ 2・7・及び3・7・1・中「協定規則第37号」の下に「及び協定規則第128号」を、同別添4・4・の次に次を加える。

4.4.1.　交換式フィラメント光源にあっては、基準光束で測定すること。

4.4.2.　6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源にあっては、点灯時間中の光束値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添七十11・5・1・1・に次のただし書を加える。

ただし、6.75V、13.5V又は28.0VのＬＥＤ光源を装着している場合にあっては、光束の測定値を補正するものとし、補正係数は目標光束値と供給電圧（6.75V、13.5V又は28.0V）における平均光束値との比によるものとする。

別添七十11別紙11・2・2・中「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「基準光束値」の下に「（ＬＥＤ光源の場合にあっては、目標光束値）」を加える。

別添七十六別紙11中「協定規則第10号第２改訂版」を「協定規則第10号第４改訂版」に改める。

附　則

この告示は、平成11十五年七月十五日から施行する。